

議案第 27 号

指定管理者の指定につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 12 日

甲賀市長 岩永 裕貴

指定管理者の指定につき議決を求めるについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市信楽産業展示館
- 2 指定管理者 甲賀市信楽町勅旨2188番地7
公益財団法人滋賀県陶芸の森
理事長 松 井 利 夫
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第27号參考資料

施設名称	甲賀市信楽産業展示館
所在地	甲賀市信楽町勅旨 2188 番地 7
面積	床面積 2,576 m ²
施設内容	多目的ホール（信楽ホール）、展示室、ロビー



議案第27号参考資料



施設全景



ホール



展示室



ロビー

指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課:商工労政課)

1 施設名	甲賀市信楽産業展示館		
2 施設の目的	信楽焼産業の振興と市民の文化の向上を図ることを目的とする。		
3 施設の概要	所在地: 甲賀市信楽町勅旨2188番地7 施設構造: 鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造 延床面積: 2,576 m ² 多目的ホール(信楽ホール)、展示室、ロビー		
4 募集方法	非公募		
5 指定期間	令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 (5年間)		
6 管理業務内容	(1)「甲賀市信楽産業展示館」の運営に関する業務 (2)「甲賀市信楽産業展示館」の維持管理に関する業務 (3)「甲賀市信楽産業展示館」の経営管理に関する業務		
7 指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額) (年間指定管理料)	129,000,000 円 25,800,000 円	消費税及び地方消費税含む
8 指定候補者 (代表者名) 主たる事務所の 所在地	(団体名・代表者名)公益財団法人滋賀県陶芸の森 理事長 松井利夫 (所在地)甲賀市信楽町勅旨2188番地7 (設立年月日、事業概要) 平成2年4月10日		
9 指定候補者の選定理由	滋賀県立陶芸の森内に位置する施設であり、同一敷地内の県営施設と市営施設の管理運営を同一の者が担うことにより、敷地内の一體的な安全管理や、管理運営の効率化が図れるため、滋賀県立陶芸の森の指定管理者となった者を非公募で選定する。		
10 選定委員 *委員長 (50音順、敬称略)	倉田 幸夫 その他市長が適当と認める者 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 *望月 善博 その他市長が適当と認める者 山本 治広 その他市長が適当と認める者 横川 悅子 その他市長が適当と認める者	元行政職員、施設利用者 社会保険労務士 元企業役員 中小企業診断士 元行政職員	
11 選定委員会	第5回 指定管理者選定委員会 開催日 令和8年 1月 21日		
12 選定基準	評価項目	適	不適
	①施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
	②施設の効用を最大限に発揮させるものである		○
	③施設の適切な維持及び管理が図られるものである		○

	④施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである		○
	⑤施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する		○
13 選定結果	<p>■ 当該施設の指定候補者として適当である。</p> <p>□ 当該施設の指定候補者として不適である。</p> <p>【特記事項】</p> <p>当該施設は、県営施設と同一敷地内に位置する施設であり、県営施設の管理運営方針に則ることが前提にある。また、管理運営基準書において施設管理の工夫を加えにくい仕様となっている。施設の利用状況や収支状況をみると、経費の節減、住民サービスの向上といった指定管理者制度の本来の趣旨を達成しがたい構造である。</p> <p>本件においては、各評価項目の概要について以下のとおり示す。</p> <p>①これまでの管理運営において大きなトラブルはなく公平な利用の確保が期待できる。</p> <p>②特にホールの利活用において、施設の機能を最大限に発揮できるような工夫が見られない。展示場や附帯するレストラン、物販スペースにおいては指定管理者に運営の権限がなく、裁量が限られている。</p> <p>③警備において、機械警備に加え有人警備を備えることは、当該施設の管理上必須である理由が乏しいにも関わらず、県営施設の管理体制と同等に従っている。</p> <p>④計画には毎年同様の予算額を計上し、収入を増やす又は経費を削減するといった工夫が見られない。市の施設として、適正な管理経費を精査したうえで、経費の縮減が図られるよう早期に事業計画の見直しを行われたい。</p> <p>⑤当該施設管理に必要な規模や能力を有す団体であるが、事業計画からは施設経営を改善しようとする提案や姿勢が見られない。</p> <p>総合評価としては、指定候補者は不適項目に関し、指定管理者制度の目的である住民サービスの向上、管理経費の節減を図る観点からは課題が残るものであるが、この背景には県営施設と一体的に管理するといった特殊性や制約がある。再公募の時間がないことや、利用者への影響を考慮するとともに、今後の事業計画の改善や管理費用の低減を期待して適当とするもの。</p>		

令和8年1月21日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博

非公募による指定候補者の選定理由書

施設名称	甲賀市信楽産業展示館
非公募とする根拠	<p>【甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例】 (公募によらない指定候補者の選定等)</p> <p>第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、第2条の規定による公募によらず指定候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 指定施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。</p> <p>(2) 指定施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。</p> <p>(3) 指定管理者による管理を行っている指定施設（以下「指定管理施設」という。）において、当該指定管理施設の指定管理者が引き続き管理を行うことにより、当該指定管理施設に係る行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。</p> <p>(4) その他市長が指定施設の適正な運営を確保するために特に必要と認めるとき。</p>
非公募とする具体的な理由	本施設は、滋賀県立陶芸の森（以下「陶芸の森」という。）内に位置する市立施設である。同一敷地内の県営施設と市営施設の管理運営を同一の者が担うことにより敷地内施設の一体的な安全管理や管理運営の効率化が図れるため、陶芸の森指定管理者となった者を非公募で選定する。
指定候補者	公益財団法人滋賀県陶芸の森
上記指定候補者を選ぶ理由	甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、今般の陶芸の森指定管理者改選において、滋賀県から陶芸の森指定管理者に選定された公益財団法人滋賀県陶芸の森を、非公募により指定候補者に選定する。

「甲賀市信楽産業展示館」

に関する指定管理者募集

管理運営基準書

令和7年11月

甲賀市

目 次

1 本管理運営基準の位置付け	1
2 基本方針	1
3 施設の概要	1
4 業務の基準	1
(1) 営業時間及び休館日	1
(2) 利用の許可	1
(3) 利用料	1
(4) 減免規定	2
(5) その他の留意事項	2
5 関係法令の遵守	3
6 指定管理者が行う業務の範囲	3
(1) 本施設の運営に関する業務	3
(2) 本施設の維持管理に関する業務	3
7 本施設の運営に関する業務	4
(1) 一般事項	4
(2) 施設貸出・受付業務	4
(3) 備品等貸出業務	4
(4) 広報プロモーション業務	4
(5) 提案事業	4
8 本施設の維持管理に関する業務	4
(1) 建築物保守管理業務	4
(2) 建築設備保守管理業務	5
(3) 備品等保守管理業務	5
(4) 清掃業務	5
(5) 外構保守管理業務	5
(6) 保安警備業務	6
(7) 環境衛生管理業務	6
9 本施設の経営管理に関する業務	6
(1) 指定期間前準備業務及び基本協定の締結	6
(2) 業務計画書及び収支計画書の作成	6
(3) 各年度協定	6
(4) 業務報告書の提出	6
(5) 事業評価	6
(6) 市からの要請への協力	7
(7) 指定管理期間終了後の引継業務	7
10 その他の重要事項	7
(1) 光熱水費等	7
(2) 修繕	7
(3) 保険等	7
(4) 再委託	7
(5) 自主事業	7
(6) その他	7

1 本管理運営基準の位置付け

本基本書は、甲賀市信楽産業展示館（以下「信楽産業展示館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行にあたり要求する一定の水準を示すものである。

2 基本方針

地場産業・信楽焼の振興と市民の文化の向上を図り、広く交流と情報発信の場となること。

3 施設の概要

信楽産業展示館	
所在地	甲賀市信楽町勅旨 2188番地7
竣工年	平成2年
延床面積	2, 576 m ²
構造等	鉄筋コンクリート造2階建て（一部鉄骨造）
施設内容	多目的ホール 展示室 ロビー

4 業務の基準

（1）営業時間及び休館日

信楽産業展示館	
利用時間	9:30～21:30
休館日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日） ・12月28日から翌年1月4日まで

ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、例規で規定する利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

（2）利用の許可

指定管理者は、甲賀市信楽産業展示館条例及び甲賀市信楽産業展示館条例施行規則の規定に従い、利用の許可及び制限を行うことができる。

（3）利用料

①利用料金制の導入

本事業は利用料金制を採用し、利用料金収入は全て指定管理者の収入とします。

②利用料の設定

利用料金は、甲賀市信楽産業展示館条例の規定に従い、以下の金額を上限とし、市と指定管理者の協議において定めるものとする。

■ 利用料金

利用施設	利用区分	1時間当たりの金額(円)	
		市内	市外
多目的ホール	平日	2,000	4,000
	土・日・祝日	3,100	6,200

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 冷暖房設備を利用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。
- 舞台練習等のため舞台のみを利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額（第2項を適用する場合にあっては、適用後の額）の2割に相当する額とする。

名称	数量	区分	金額
照明設備	一式	一回につき	1,000円
音響設備	一式	一回につき	2,000円
映写機	一台	一回につき	2,000円
スライド映写機	一台	一回につき	1,000円
ピアノ	一台	一回につき	2,000円

備考

- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- ピアノの調律を希望される場合又は特別な消耗品を必要とされる場合は、実費相当額を徴収する。

(4) 減免規定

減免に関する事項は、市と指定管理者の協議において定めるものとする。

(5) その他の留意事項

① 災害対応

ア 体制の構築

台風、大雨その他震災等の災害に対しては、気象情報等を常に把握した上で、事前に必要な対策を講じること。また、警報等が発令される、または発令されることが予想される場合には、速やかに「警戒態勢」をとり、甲賀市産業経済部商工労政課（以下「商工労政課」という。）との円滑かつ確実な連絡体制をとること。

イ 被害状況等の報告

指定管理者は、前述の警戒態勢をとったときから必要と認められる都度、商工労政課に対して被害状況等を報告すること。

ウ 応急措置等

指定管理者は、上記災害により被害が発生した場合、速やかに必要な応急措置を執ること。

② 個人情報の保護

指定管理者は、業務上知り得た個人情報を目的外に使用し、又は第三者へ漏らしてはならない。また、個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」を遵守し、適正な管理を行い、遺漏、紛失、棄損等のないよう必要な措置を講じなければならない。

③ 守秘義務の遵守

指定管理者は、業務上知り得た秘密について、指定期間終了後も含め、第三者へ漏らしてはならない。

5 関係法令の遵守

指定管理者は、本事業を実施するにあたっては、本管理運営基準書のほか、関係する以下の法令等を遵守すること。

- (1) 建築基準法
- (2) 建設業法
- (3) 都市計画法
- (4) 労働基準法
- (5) 電気事業法
- (6) 水道法
- (7) 下水道法
- (8) 水質汚濁防止法
- (9) 消防法
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (11) 個人情報の保護に関する法律
- (12) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (13) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (14) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (15) 身体障害者福祉法
- (16) 精神保健及び障害者福祉に関する法律
- (17) 甲賀市信楽産業展示館条例
- (18) 甲賀市下水道条例
- (19) 甲賀市公共下水道使用料条例
- (20) 甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (21) その他の関連法規等

なお、上記に関する全ての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を行うにあたり必要とされるその他の条例及び関係法令等についても遵守すること。

また、法令等により資格を必要とする業務の場合は、各有資格者を選任すること。

6 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は以下の業務を行うものとする。

(1) 本施設の運営に関する業務

- ① 施設貸出・受付業務
- ② 備品等貸出業務
- ③ 広報プロモーション業務
- ④ 提案事業

(2) 本施設の維持管理に関する業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務

- ③ 備品等保守管理業務
- ④ 清掃業務
- ⑤ 外構保守管理業務
- ⑥ 保安警備業務
- ⑦ 環境衛生管理業務

7 本施設の運営に関する業務

(1) 一般事項

指定管理者は、本施設の運営業務を実施するにあたり、主に以下の点に留意した上で、適切な業務の実施に努めること。

- ① 利用者への接遇に際しては、常に公平かつ公正な対応に努めること。
- ② 利用者への接遇に際しては、常に相手の立場に立った視点に基づき対応すること。
- ③ 利用者の要望や苦情等を積極的に収集し、本業務の質の向上への反映に努めること。

(2) 施設貸出・受付業務

主に以下の点に留意した上で、適切な利用の予約（以下「予約」という。）の貸出・受付業務を実施すること。

- ① 予約受付の際には、利用しようとする者に関する必要な情報（代表者、人数、利用日等）を正確に把握し、予約台帳等において適正に管理すること。
- ② 予約は、インターネットの活用など、円滑かつ確実な方法をとること。
- ③ 予約のキャンセルや本施設の実際の利用にあたり、利用希望者との間で可能な限り疑義が生じることのないよう、必要な情報の提供を正確に行うこと。
- ④ 信楽産業展示館を利用しようとする者に関しては、利用日の3日前までに規定の申請書の提出を受けるものとする。指定管理者は当該申請書の内容を審査し、支障がないと認めたときには、規定の承認書を利用しようとする者に対して交付するものとする。
- ⑤ 利用しようとする者に対する指定管理者の承認は、特別の理由がある場合以外は申し込み順によるものとする。
- ⑥ 予約状況等に疑問及び不明な点等があった場合は、必要に応じて利用予定者に対して確認を行う等、適切な対応を実施し、無断キャンセル等の防止に努め、本施設の有効活用に努めること。

(3) 備品等貸出業務

指定管理者は、本施設の利用上に必要な備品を利用者に貸し出すこと。

(4) 広報プロモーション業務

指定管理者は、本施設が公の施設として広く利用者に利用していただけるよう、インターネットやマスコミ、地域の情報紙などを活用して本施設の情報を発信するなど、適切な広報プロモーション業務を実施すること。

(5) 提案事業

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、提案事業を実施することができる。提案事業を実施するに際しては、あらかじめ市と協議の上、承認を得ること。

提案事業の実施に際しては、指定管理者は本施設を無償で利用することができる。提案事業で得た収入は、当該提案事業経費又は指定管理経費に充てるものとする。なお、特に本施設の設置目的等にふさわしくないと認められる内容の事業提案については、市が当該事業の実施を認めないことがある。

8 本施設の維持管理に関する業務

(1) 建築物保守管理業務

本施設の内・外部及び構造部分に関して、正常な機能を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、主に以下の点に留意した上で、適切な建築物保守管理業務を実施するこ

と。

- ① 点検は高所等を除き、点検箇所になるべく近い位置から原則として目視及び指触等により行うものとする。
- ② 浮き、ひび割れ等を発見し、落下、転倒などの恐れのあるものについては、直ちに立ち入り禁止や簡易な方法により使用上及び安全上支障のない程度に応急措置を講じ、市と協議の上、さらに適切な措置を執ること。
- ③ 劣化を発見した場合には、同様な劣化の発生が予想される箇所を想定し、特に注意して点検を行うこと。
- ④ 本施設の建物内外の通行等を妨げず、本施設の利用に支障をきたさないこと。

(2) 建築設備保守管理業務

本施設の建築設備（電気・機械・監視制御及び防災設備等）に関して、正常な機能を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下に示す点に留意した上で、適切な建築設備保守管理業務として日常点検、定期点検、及び法定点検等を実施するものとする。

① 運転・監視

本施設の用途等を考慮した上で、各建築設備を適正な操作に基づき、効率的に運転・監視を行う。各建築設備の運転中において、点検及び操作その他使用上の障害となるものがないよう点検を実施し、適切な対応をとること。

② 法定点検

各建築設備に関して、関連法令の定めに従い、必要な法定点検を行うこと。

点検により、設備が正常に機能しないことが明らかな場合、適宜適切な対応（保守、修理、交換、調整等）を行うこと。

③ 定期点検

各建築設備が常に正常な機能を保持するために、設備系統ごとに定期的に必要な点検業務を計画的に行うこと。点検により、設備が正常に機能しないことが明らかな場合、適宜適切な対応（保守、修理、交換、調整等）を行うこと。

④ 劣化等への対応

劣化等が確認された場合、調査・診断・判定等を行い、必要に応じて適切な対応（保守、修理、交換、調整等）を行うこと。

(3) 備品等保守管理業務

利用者が本施設を常に快適に利用することができるよう、適切な備品等保守管理業務を実施すること。

(4) 清掃業務

本施設が良好な衛生環境を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下の点に留意した上で、日常清掃及び定期清掃等を清掃業務として実施すること。

また、本清掃業務には、害虫駆除業務等の環境衛生業務の内容も含まれるものとする。

- ① 業務において使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に人体に有害な薬品等を扱う場合には、関係法令に準拠した適切な管理を行うこと。
- ② 清掃業務にあたる者は、勤務時間中は職務に相応しい身なりとすること。
- ③ 害虫駆除は建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき作業すること。また、駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- ④ 業務に使用する資材、消耗品は、すべて品質保証のあるもの（JISマーク商品等）を用いること。
- ⑤ 本施設で発生した一般廃棄物及び不燃廃棄物は特定の箇所に適切に集積すること。

(5) 外構保守管理業務

本施設の外構に関して、正常な機能を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下に示す点に留意した上で、適切な外構施設保守管理業務として日常点検、定期点検及び法定点検等を実施すること。

- ① 外構施設を機能上、安全上また美観上、適切な状態に保持すること。
- ② 部分劣化、破損等について必要に応じた調査・判定等を行い、適宜、補修・修繕を行う

こと。なお、重大な破損、事故等が発生し緊急な対応が必要な場合は、適切な応急措置をとること。

(6) 保安警備業務

不審者の侵入等を防ぐ等、利用者が本施設を安全かつ快適に利用することができるよう、夜間の定期的巡回やその他機械警備等、適切な警備業務を実施すること。

(7) 環境衛生管理業務

本施設が良好な衛生環境を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下の点に留意した上で、適切な廃棄物処理業務を実施すること。

- ① 清掃業務において集積した廃棄物を本施設外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令等に準じて、許可業者との契約の上、適正に処理すること。
- ② 空き缶、空き瓶等の資源廃棄物の処理にあたっては、リサイクルを行い、資源の再生化に努めること。

9 本施設の経営管理に関する業務

(1) 指定期間前準備業務及び基本協定の締結

指定管理者は、指定期間前の業務として以下の業務を行うこと。

- ① 基本協定項目について市との協議及び基本協定の締結。
- ② 現行の管理運営業務の実施者からの業務引継ぎ。
- ③ 施設の管理運営上必要な協議・届出等を行い、承認・許可等を得ること。
- ④ 配置する職員等の確保、職員研修。
- ⑤ その他指定管理業務を実施するための準備。

(2) 業務計画書及び収支計画書の作成

指定管理者は、毎年度、自らの行う業務を実施するに先立ち、年間業務計画書及び収支計画書を作成し、市長の承認を得ること。また、各年度中において当初の計画から変更等が生じる場合には、変更届を作成し、その内容を市長に提出し、予め承認を得ること。

(3) 各年度協定

指定管理者は、基本協定及び次年度事業計画書（案）等に基づき、市と次年度の各年度協定を締結することとする。各年度協定の協議内容、協議期間及び協定締結日等は、基本協定もしくは市との協議の上、決定するものとする。なお、各年度の協定項目は以下のとおりとする。

- ① 経理に関する事項（指定管理委託料等）
- ② その他業務実施上に必要とされる項目等

(4) 業務報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、以下に示す事項を記載した業務報告書を作成し、速やかに商工労政課に提出しなければならない。

- ① 管理運営業務の実施状況に関する事項
- ② 施設の利用状況に関する事項
- ③ 管理運営に要する経費の支出状況および決算に関する事項
- ④ その他、別途市との協定等において定める事項

(5) 事業評価

指定管理者は、利用者アンケート等による第三者評価を行い、利用者の要望等を把握し、管理運営業務に反映させようと努力するとともに、適宜、自己評価を実施することにより、自らの業務能力の向上を図るよう努めること。なお、事業評価の結果は商工労政課へ提出するものとし、具体的な頻度等については別途協議によるものとする。

また、市は、指定管理業務に関する定期評価及び随時評価を行うため、指定管理者は定期及び随時評価に関し、市の指示に従うものとする。なお、評価項目等の詳細は、協定にて定めることとする。

(6) 市からの要請への協力

指定管理者は、市が実施又は要請する業務（本施設の現状調査、行催事イベント等）の指示があった場合には、迅速かつ誠実な対応をとり、積極的に協力すること。

(7) 指定管理期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、必要な引継ぎを行うこと。

10 その他の重要事項

(1) 光熱水費等

運営維持管理上必要となる電気、水道、ガス、下水道、電話料金等は、原則として指定管理者の負担とする。指定管理者は、これら光熱水費等の削減に努めるとともに、施設利用者の利便性の向上に努めなければならない。

(2) 修繕

指定管理者は、対象施設の建築物、建築設備、什器、備品等の劣化、破損等の発見に努めるとともに、建築物、建築設備、什器、備品等が破損等により正常な機能を発揮できなくなった場合、もしくは正常な機能を発揮できない可能性が生じた場合、速やかに適切な対処に努めるとともに、商工労政課に報告を行ない、対処方法等に関し商工労政課と協議を行うこと。

修繕の実施に関しては、1件当たり、10万円未満の修繕は指定管理者の負担とし、その金額以上の修繕は市が負担することとする。ただし、指定管理者の責による劣化、破損等の修繕は、指定管理者の負担とする。

(3) 保険等

指定管理者は、利用者等の事故等に備えた損害賠償責任保険、市が所有する動産・不動産に対する保険等のうち、必要な保険に加入すること。

必要となる各種保険料は、市が支払う指定管理委託料に含まれるものとするが、保険等への加入行為・申請等は、指定管理者が行うものとする。なお、加入・申請にあたって、所有者の証明書類等が必要な場合は、市がこれを貸与・準備する。

(4) 再委託

指定管理者は、本書で規定する業務の全部を一括して、又は運営業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

指定管理者は、業務の一部を委託しようとする場合は、業務計画書に委託内容等を記載すること。委託業者が決定した場合は、月業務報告書等により、請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を報告すること。

(5) 自主事業

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲で自主事業を実施することができる。自主事業を実施しようとする場合は、予め自主事業に関する業務計画書を商工労政課に提出し、その承認を受けること。

自主事業を実施する場合は、指定管理者の責任において実施し、指定管理施設を使用する場合は、本施設管理条例に基づく使用許可又は甲賀市公有財産事務取扱規則に基づく行政財産の使用許可を受け、その使用料も指定管理者が負担すること。

(6) 展示業務

指定管理者は、信楽焼の産業に関し来館者への発信等が十分に果たされるよう、関係団体等と調整のうえ適宜適切な展示に努めるものとする。

(7) その他

本書に記載のない状況、状態が発生した場合には、指定管理者は、商工労政課と協議の上、誠意をもって適切な対応、支援を心がけ、対処にあたること。

議案第28号

和解及び損害賠償の額を定めることにつき議決を求めるについて
上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

甲賀市長 岩永裕貴

和解及び損害賠償の額を定めることにつき議決を求めるについて
次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規
定に基づき、議決を求める。

令和8年2月12日

甲賀市長 岩永裕貴

1,970,749円

（参考） 令和7年8月26日、甲賀市水口町伴中山地先の市道北脇・八田幹線に
おいて、倒木に起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによ
る損害賠償金である。

議案第28号 参考資料

和解及び損害賠償の額を定めることにつき議決を求めるについて

次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規
定に基づき、議決を求める。

【概要】 令和7年8月26日、甲賀市水口町伴中山地先の市道北脇・八田幹線に
おいて、倒木に起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる
損害賠償金である。

【賠償金】 1,970,749円

【位置図】



縮尺 S=1/5000